

一 部 左

業 六 友

部

伍 第 三 〇 六 號 其 一

九 月 五 日

願 書 番 號 通 知

昭 和 八 年 特 許 願 第

8946 號

昭 和 八 年 八 月 廿 六 日 差 出 係 特 許 願 書 二 附

シ タ ル 番 號 右 ノ 通 ニ 付 之 ヲ 通 知 ス
追 テ 以 後 本 件 ニ 關 シ 書 類 難 形 見 本 等 ヲ 差 出 ス ト キ ハ
必 ス 之 ニ 前 記 願 書 番 號 (昭 和 八 年 特 許 願 第 號) 及 發 明
ノ 名 稱 ヲ 記 載 シ 印 形 ハ 願 書 ニ 押 捺 シ タ ル モ ノ ヲ 使 用
ス ヘ シ

昭 和 八 年 九 月 五 日 書 用

特 許 局

陸 軍 統 帥 部 8.14/5

陸 軍

銃砲



陸軍省 陸軍大臣 荒木貞夫殿
第一〇八八號

特許出願ノ件上申



昭和八年八月三日

陸軍糧秣本廠長 千葉

葉 郁

陸軍大臣 荒木貞夫殿

左記發明ニ對シ特許出願セラレ度別紙特許願讓渡證並ニ明細書各四
通添付上申ス

左記

一、發明ノ名稱
一、發明者

精白米ノ製法
陸軍技師 向井重雄
小山榮二



八月七日
銃砲課 衣野

本文中越ノ通特許願及明細書ニ
大臣捺印ノ上讓渡證ト共ニ特許
局へ送達セラレ度

銃砲課

大臣官房 申中

昭和八年八月廿六日



陸普第五三三八號
昭和八年八月廿六日

特許願

一、發明ノ名稱 精白米ノ製法

一、發明者 東京市秋谷區金王町四十番地

向井重雄

東京市中野區塔ノ山町十七番地

小山榮二

右出願ニ関シ別紙明細書ニ記載スル發明ニ付特許相受
度候也

昭和八年 月 日

一、新發明 東京市麴町區永田町一丁目一番地

一、明細書 海陸軍大臣 荒木貞夫

特許局長官殿申松真卿殿

邦持添附書類目錄真仰規

一 明細書 貳 通軍大目 荒 本 頁 夫

一 讓渡證 東 壹 通 陸 田 田 田 一 下 目 一 番 此

昭和八年 月 日

支那也

古出縣二關三得為附時書二隨滿入小幾附二抄探指時文

小山 樂 二

東京市中裡區卷ノ山田十番此

向 井 重 敏

一 幾 附 者

東京市外谷區金玉田十番此

一 幾 附 者 蘇 白 米 一 幾 此

邦 持 願

昭和八年三月三十一日

昭和八年八月廿六日

讓渡證

一、發明ノ名稱 精白米ノ製法
右私等ノ發明ニ付特許ヲ受クルノ權利ヲ國ニ讓渡致候
也

東京市狹谷區金王町四十番地

向井重雄 

東京市中野區塔ノ山町十七番地

小山榮 

昭和八年八月二日

陸軍大臣 荒木貞夫殿

發明細書

一、發明ノ名稱 精白米ノ製法

二、發明ノ性質及目的ノ要領

本發明ハ精米ニ豫メ調製シ置キタル糠ノ浸出液ヲ添
加シテ之ヲ米粒ニ附着吸收セシメテ乾燥スル事ヲ特
徴トスル精白米ノ製法ニ係リ其目的トスル處ハ米ノ
精白ニヨリテ失ハルル糠ノ有効成分就中「グイタミン」
ヲ回收シテ其適量ヲ精白米ニ附與シ美味ニシテ營養
分ニ富メル精白米ヲ製スルニアリ。

三、發明ノ詳細ナル説明

本發明ハ精白米ニ豫メ調製シ置キタル糠ノ浸出液ヲ
添加シテ之ヲ米粒ニ附着吸收セシメテ乾燥スル事ヲ

特徴トスルモノニシテ即チ炊飯ニ際シ淘洗ヲ要セサ
 ル程度ニ糠其他ノ附着物ヲ除去シタル精白米ニ對シ
 三豫メ調製シ置キタル糠「エキ」ノ適量ヲ加ヘ充分ニ攪
 拌混和シタル後之ヲ低温ニテ乾燥シ製了ス。
 糠ノ浸出ニハ主トシテ「アルコール」ヲ用ス即チ之ニヨ
 リテ「グアイタミン」ハ勿論脂肪、含燐有機物等ノ貴重成分
 カ浸出セラルルヲ以テ之ヲ蒸溜シテ餘分ノ「アルコ
 ル」分ヲ回收スルト共ニ濃厚浸出液ヲ製ス而シテ浸出
 液ノ添加量ハ主トシテ季節其他ノ關係ニ由ル糠「エキ
 」中ノ「グアイタミン」含量ヲ考慮シテ決定スルモノニシ
 テ特殊ノ用途例ハハ脚氣患者用ノ食餌ノ如キニ對シ
 テハ特ニ添加量ヲ多クスル事アリ添加スヘキ糠「エキ

スレモ特ニ脂油ノ一部分ヲ除去シ又ハ糠ノ濃厚水溶液
ヲ添加シテ成分ノ調節ヲ爲ス事アリ。今本法實施ノ一例ヲ示セハ玄米ノ一定量例々ハ一五
〇粒ヲ搗精スル時精白米一四一粒及ヒ糠七、六粒ヲ得
タリトス、糠二、五粒(全糠量ノ約三分ノ一)ヲ浸出器ニ入
レ之ニ約五立ノ「アルコール」ヲ注入シ蓋ヲナシ振盪シ
ツツ約二時間放置シタル後之ヲ濾過シ可及的充分ニ
浸出液ヲ採集ス、残渣ハ更ニ同様ノ操作ニヨリ浸出液
ヲ製ス、第二回目ノ浸出ニハ特ニ「アルコール」ヲ用ヒス
シテ水ヲ用フル事アリ、浸出液ハ全部ヲ合シ低温蒸溜
ヲナシ大部分ノ「アルコール」ヲ回收スルト共ニ浸出液
ヲ濃縮シテ約〇、六立トシ(水浸出液ハ別ニ濃縮シタル

後之ヲ第一回浸出濃縮液ニ加フ之ヲ前記ノ精米ニ注
加シ充分ニ攪拌混合シテ浸出液ヲ均等ニ米粒表面ニ
附着吸收セシメタル後成ル可ク低温短時間ニテ乾燥
シ製了ス。二回目ノ浸出ニハ試ニ「ヤル」ト「ヤル」ト
糠「エキス」ノ使用量ハ前記ノ如ク米ニ對シテ非常ニ小
量ニシテ極メテ薄ク米粒ノ表面ヲ覆フニ過キサルヲ
以テ米ノ色相モ殆ント普通白米ト異ラス否ナ寧口糠
等ノ附着物ナキト「エキス」分中ノ脂油ノ爲ニ米粒ハ光
澤ニ富ミ外觀頗ル可ナリ、本品ハ炊飯ニ際シ淘洗ノ要
ナク寧口之ヲ行ハサルヲ可トスルカ故ニ容器モ從來
ノ如ク俵又ハ麻袋等ノ如キヲ避ケ小麥粉袋ノ如キ清
淨ナルモノヲ用フルヲ可トス。

本邦國民病ノ一トモ稱スヘキ脚氣病カ「ヴァイタミンB」
ノ欠乏ニ基因スル事ハ既ニ學界ニ認メラレタル處ニ
シテ畢竟現時國民ノ主食タル米ノ精白カ過度ニシテ
糠又ハ胚芽ニ多量ニ含有セララル「ヴァイタミンB」カ空
シク失ハルルニ由ルモノナリ、識者茲ニ觀ル處アリ、從
來諸種ノ對策カ講セラレツツアルモ未ダ一トシテ充
分ニ本問題ヲ解決シ得ルモノナキハ頗ル遺憾トスル
處ナリ、今各識者ニヨリ主張セラレ來リシ「ヴァイタミンB」
「補給對策」ヲ見ルニ

一、糠又ハ其他ノ「ヴァイタミン」含有物ヨリ「ヴァイタミン」劑
ヲ製リ之ヲ攝取セシムル方法

ニ、めんざいヲ集メ之ヲ布袋ニ入レ炊飯ノ際米ト共ニ

二炊キテ可溶成分ヲ飯ニ附與セシムル方法
 三米ノ精白ヲ適度ニ止メ糠又ハ胚芽ノ一部ヲ米粒ニ
 殘存セシムル方法
 等ヲ其代表的ノモノトス。

第一法ハ最モ科學的ノ方法ト謂フヘキモ日常家庭ニ
 於ケル脚氣ノ豫防方法トシテハ實施ノ可能性ニ乏シ
 ク寧口脚氣ノ治療劑トシテ適スルモノナリ。
 第二法ハ白米ト共ニめんざいの併用ヲ必要トスルモ
 ノニシテめんざいの各家庭ヘノ補給困難ナルヲミナ
 ラス炊飯操作煩雜ノ爲カ殆ント普及スルニ至ラス。
 第三ノ方法ハ飯米ニ有効成分ヲ殘存セシメ置キ否應
 ナシニ「ヴァイタミン」ノ攝取ヲ企圖セル點ニ於テ最モ實

施ノ可能性多キモノナルモノノ半面ニ於テ諸種ノ欠
點アルヲ免レス、第三法ノ代表的ノモノニニアリ、一ハ
半搗米又ハ七分搗米ノ如ク糠層ノ一部ヲ殘存セシム
ルモノニシテ從ツテ之ニ由ル色相ノ不可ト口當リノ
不良トヲ免レス他ハ胚芽米ト稱シ米粒中最モ「ウイタ
ミン」ニ富メル胚芽ヲ出來得ル丈多量ニ殘シ而モ精白
ノ完全ヲ理想トスルモノニシテ食味色相ノ良好ナル
點ニ於テ優レルモノト認ムルモ精白法ニ相當ノ熟練
ヲ要シ而モ夏季以後ニ於テハ精白ニ際シ胚芽脱落シ
易ク且半搗米又ハ七分搗米等ト同様「ウイタミン」量ノ
調節ヲ行ヒ難キ欠點アリ。

然ルニ本發明ノ方法ハ第一法人科學的着意ト第三法

ノ實際的可能性トノ長所ヲ兼備スルモノニシテ即チ
季節ヲ選ハス常ニ適度ノ「グイタミン」ヲ精米ニ調節附
與シ且炊飯ニ何等ノ煩雜ナク而モ色相食味共ニ普通
精米ト異ラス否十寧口却ツテ滋味ト優ルモナアルハ
實驗者ノ齊シク認ムル處ナリ。
米ノ「グイタミン」ハ月日ノ經過ト共ニ消失スルモノニ
シテ一般ニ梅雨期ヲ境トシテ急激ニ減少シ一ケ年以
上ヲ經過セルモノニハ殆ント之ヲ含マズ之等ハ半搗
米又ハ胚芽米トスルモ脚氣豫防ノ効力ヲ有セシムル
事能ハサルモ本願ノ方法ハ之等古米ニ對シテモ尚充
分ニ脚氣ノ豫防又ハ治癒ノ効力ヲ附與復活セシメ得
ルモノナリ、即チ糠ノ有効成分ハ玄米相當量ノ全部ヲ

白米ニ矣ス必要ナク普通ソノ三分一相當量ニテ充
分ニ半搗米又ハ胚芽米ト同等以上ノ効果ヲ收メ得ル
ヲ以テ毎年ノ前半期即チ「グイタミン」ヲ豊富ニ含有ス
ル季節ニ生産スル糠ヲ以テソノ貴重成分ヲ濃厚浸出
液ノ状態ニテ採集シ其一部ハ直チニ白米ニ添加使用
シ殘餘ハ後半期即チ「グイタミン」欠缺時ニ繰越シテ添
加使用シ以テ一年ヲ通シテ白米ノ營養分ヲ完全均等
ニ保持シ得ルノミナラス更ニ進シテ古米ニ對シテモ
營養分ヲ復活セシメ得ルノ利アリ實ニ米ノ「グイタミ
ン」ハ玄米ノママ貯藏スルモ年餘ヲ出ヌシテ其大部分
ヲ消失スルモノニシテ半搗米又ハ胚芽米ニ於テハ消
失一層速カナルニ反シ之ヲ濃厚「五キス」トシテ貯藏ス

ル時ハヨク長月日ノ間其効力ヲ保持シ得ルノ事實ハ
一層本法ノ價值ヲ高カラシムルモノナリ。
本願ノ方法ニ於テ精米ニ添加スヘキ浸出液ハ米糠及
「アルコール」ヲ主原料トスルモ必要ニ應シ特ニ米糠中
ノめんざいヲ分離シテ使用スル事アリ或ハ他種穀類
ノ糠又ハ其他ノ「ゲイタミン」含有物ヲモ使用スル事ア
リ浸出劑モ必シモ「アルコール」ノミニ限ラス必要ニ應
シ水浸出液ノ適量ヲ使用スル事アリ。
尚本法ニ據レル精米ヲ炊飯スルニハ全然普通ト同一
方法ニヨルモノトス、米粒ノ表面ニ附着セシメタル適
度ノ脂油分ハ單ニ精米ニ光澤ヲ附シ食味ヲ良好ニス
ルノミナラス米粒ニ適度ノ防水性ヲ附與スル事ニヨ

リテ従来ノ習慣上兎角兎レ難キ淘洗ニ對シテモグイ
タミシノ水溶損失ヲ防止スルノ効果ヲ有スルモノト
ス。

四、特許請求ノ範圍

本文ニ記載ノ目的ヲ以テ本文ニ詳述セルカ如ク精米
= 豫メ調製シ置キタル糠ノ浸出液ヲ添加シテ之ヲ米
粒ニ附着吸收セシメテ乾燥スル事ヲ特徴トスル精白
米ノ製法。

陸軍大臣 荒木貞夫

保存期限

永久

決裁指定

局長委任

決行指定

牛島

四

政務次官
回付
參與官

決裁前
連帶
課名

決裁後
回覽
課名

衣

永久
甲
待
評

陸軍省
10.2.5
永

受領
番號
件名

第五第一四一號
第五三五號
其四
實用新案登錄送付一件
陸軍糧秣本廠

大臣

委

委

政務
次官

參與
官

書記
官

審案
筆記者

高級
次官

高級
副官

主務
副官

主務
局長

主務
課長

主務
課員

第五第一四一號

受領
昭
和
十
年
三
月
二
十
三
日

提出
昭
和
十
年
三
月
四
日

受領
昭
和
十
年
三
月
四
日

了結
昭
和
十
年
三
月
七
日

連

帶

局長

局長

局長

課長

陸

軍

陸普

副官ヨリ陸軍糧秣本廠長へ通牒

客年八月十六日附糧本第一二五五號ニ依ル

左記實用新案ニ関シ別紙ノ通實用新案登

録證送付ス

陸普第四九一號

昭和十年二月四日

左記

屠殺銃

實用新案ニ関シ別紙ノ通實用新案登
録證送付ス



登録第二〇三〇六七號

實用新案登録證

陸軍大臣

考案者

廣島市 安見現輔

實用新案ノ名稱

屠殺銃

前記實用新案ハ登録スヘキモノト確定シタリ仍テ實用新案原簿ニ登録シ
本證ヲ下付ス

昭和九年イニ月ニイ×日

特許局長官

中松眞卿

印

山



登録通知
領收證

願番 書號	昭和9年實用新案登録願第22632號
納付者	陸軍大臣
代理人	
領年月 收日	/
領金 收額	金二十一圓也 第一年乃至第三年分登録料
登年月 錄日	昭和9年12月27日
登番 錄號	第 203067 號

注意

- 第四年分以後ノ登録料ハ登録ノ日ニ應當スル日迄ニ毎年規定ノ金額ヲ前納スヘシ
- 登録證ハ追テ交付ス

伍
第
三
二
五
四





昭和九年十二月二十日

登録査定



昭和九年實用新案登録願第二二六三二號

實用新案ノ名稱 子音 又云 金

出願人 陸軍大臣

代理人

出願公告昭和九年九月二十八日

右出願ニ付査定スルコト左ノ如シ

本願ニ付テハ拒絕ノ理由ヲ發見セサルヲ以テ本願ノ實用新案ハ之ヲ登録スヘキモノトス

昭和九年十二月十五日 特許局審査官 大野 亞日

右謄本ハ原本ト相違ナキコトヲ認證ス

昭和九年十二月二十日

特許局屬

高橋水太郎



(シヘス意注ニ項事載記ノ面裏)

注意

一 登録料ハ別紙納付書用紙ニ納付スヘキ登録料ノ金額ニ相當スル收入印紙ヲ貼附シテ特許局ニ之ヲ差出スヘシ（收入印紙ニハ消印ヲ爲スヘカラス）

二 登録料左ノ如シ

(イ) 第一年乃至第三年 毎年 七圓

(ロ) 第四年乃至第六年 毎年 十五圓

(ハ) 第七年乃至第十年 毎年 二十五圓

三 第一年乃至第三年ノ登録料（二十一圓）ハ別紙記載ノ期間内ニ一時ニ之ヲ納付スルコトヲ要ス

前記ノ登録料ヲ前項ノ期間内ニ納付スルコト能ハサルトキハ其ノ期間内ニ事由ヲ具シテ期間ノ延長ノ請求ヲ爲スコトヲ得（請求書ニハ一圓ニ相當スル收入印紙ヲ貼付スルコトヲ要ス）此ノ場合ニ於テハ三十日以内ヲ限り延長ヲ許可スルコトアルヘシ

四 第四年以後ノ登録料ハ各其ノ前年ニ之ヲ納付スルコトヲ要ス但シ數年分ヲ前納スルコトヲ妨ケス
利害關係人ハ登録料ヲ納付スヘキ者ニ代リ納付スルコトヲ得

昭和二十一年三月二十日

保存期限

永久

決裁指定

重案在

決行指定

牛島

政務次官回付

決裁前連帶

衣

決行(決裁)後

回覽課名

受領番號 伍第三二五號其二

起元廳(課)名

陸軍醫務本廠

件名 出願公告決定謄本送付件

大臣 委

次官

委

高級副官

牛島

主務副官

福園

審案

政務次官

參與官

書記官

審案

主務局長

主務課長

主務課員

馬

審案

主務局番號 銃五第一四一號

受領 昭和九年九月十八日

提出 昭和 昭九 背廿六日

受領 昭和 年九月廿六日

了結 昭和 年月日

連帶

局長

課長

審案

決行後

局長

課長

決行(裁覽)

局長

課長

三

五

陸 普 副官ヨリ陸軍糧秣本廠長へ通牒

八月十六日附糧本第一二五五號ニ依ル左記
出願實用新案ニ関シ別紙ノ通出願公告
ノ決定謄本送付ス

左 記 陸普第五七三二號

昭和九年九月廿七日

屠殺銃



出願公告及申請本送付

第五七三二號其ニ



昭和九年九月十五日 發



出願公告



昭九年九月十日

號

昭和九年實用新案登録原第...
實用新案ノ名稱

屠殺銃

出願人

陸軍大臣

代理人

本願ハ出願公告ヲ爲スヘキモノト決定ス

昭和九年九月十三日

特許局審査官

菰口貞造

右謄本ハ原本ト相違ナキコトヲ認證ス

高橋米太郎

昭和九年九月十五日

特許局屬

採り張網ナラハ

閱



伍
第三二五號
其



陸軍省 願書番號通知

昭和九年實用新案登録願第

22632

號

昭和九年八月二十七日差出ニ係ル實用新案登録願書
ニ附シタル番號右ノ通ニ付之ヲ通知ス
追テ以後本件ニ關シ書類、雛形、見本等ヲ差出ストキハ
必ス之ニ前記願書番號(昭和九年實用新案登録願
第 號)及實用新案ノ名稱ヲ記載シ印形ハ願書ニ押捺
シタルモノヲ使用スヘシ

昭和九年 月 日

昭和九年九月五日

特許局

✓

閱



糧本第一、二九の號

三二五

實用新案出願ノ件上申

昭和九年八月十六日

陸軍大臣 林 銑十郎 殿

陸軍糧秣本廠長石川半三郎

左記考案ニ對シ實用新案出願セラレ度別紙新案登録願、讓渡證並ニ
説明書各四通添付上申ス

左記

一 實用新案ノ名稱	屠 殺 銃
一 考 案 者	陸軍一等獸醫 安 見 現 輔



陸

9.8.22

陸軍



本文申越、通實用新案登録願及明細書(函面)ニ大臣捺印、上讓渡證ト共ニ特許局

へ送達セラレ度

昭和九年八月廿五日

官房御中

銃砲課

衣糧課

出願セラレ度意見

衣糧課



實用新案登録願

一 實用新案ノ名稱 屠殺銃

一 考案者

廣島市翠町一五〇七番地

安見現輔

右出願ニ関シ別紙圖面ニ記載スル物品ニ付實用新案登

録相受ケ度候也

昭和九年 月 日

東京市麴町區永田町一丁目

一番地

陸軍大臣 林 銑十郎

特許局長官 中松真卿殿

一 特許局 添附書類目錄

陸普第五一〇七號 昭和九年八月廿七日

一說時書書賤通

一書圖高面自 貳通真喻媿

一讓渡證 壹通

新軍大旦 林 疑 十 野

一番此

東京市駿河區永田田一丁目

甜味少半 日 日

雜酥受十更煎少

式出類二関三限燃圖面二暗障スル物品二於費用條案登

安 具 與 轉

一考案者

費德市翠田一五。七番此

一費用條案、呂解 畚錄給

實用條案登給懸

國書第五一〇三號 昭和十一年八月廿七日

一 實用新案ノ名稱 屠殺銃
讓渡證
右私ノ考案ニ付實用新案登録ヲ受クルノ權利ヲ國ニ讓渡致候也

廣島市翠町一五〇七番地

安見現輔(實)

昭和九年八月十六日

陸軍大臣 林銑十郎殿

圖面 = 示說明繪書 (1) 及 (2) 等

一 實用新案ノ名稱 屠殺銃

二 圖面ノ略解 音裝置 + (1) + (2)

第一圖 (A) 本案ニ從テ 縱断面圖 第二圖 (B) 其人前面圖トス。

三 實用新案ノ性質作用及效果ト要領 響ハ空腔 (C) 並ニ

本案ニ從テ 屠殺銃ト異ル銃台 (D) 時設ル該台 (E) ト銃

身 (F) 引金 (G) 式トテ 銃身 (H) ノ

先端ニ減音裝置ヲ設ケタル屠殺銃ニシテ 銃ノ口徑ハ

現今并テ 六年式 (I) 及 十周年式 拳銃ト同ク 且ト 十周年式ノ實

用ヲ使用當金 (J) 二 點子 (K) 等 (L) 等 (M) 等 (N) 等 (O) 等

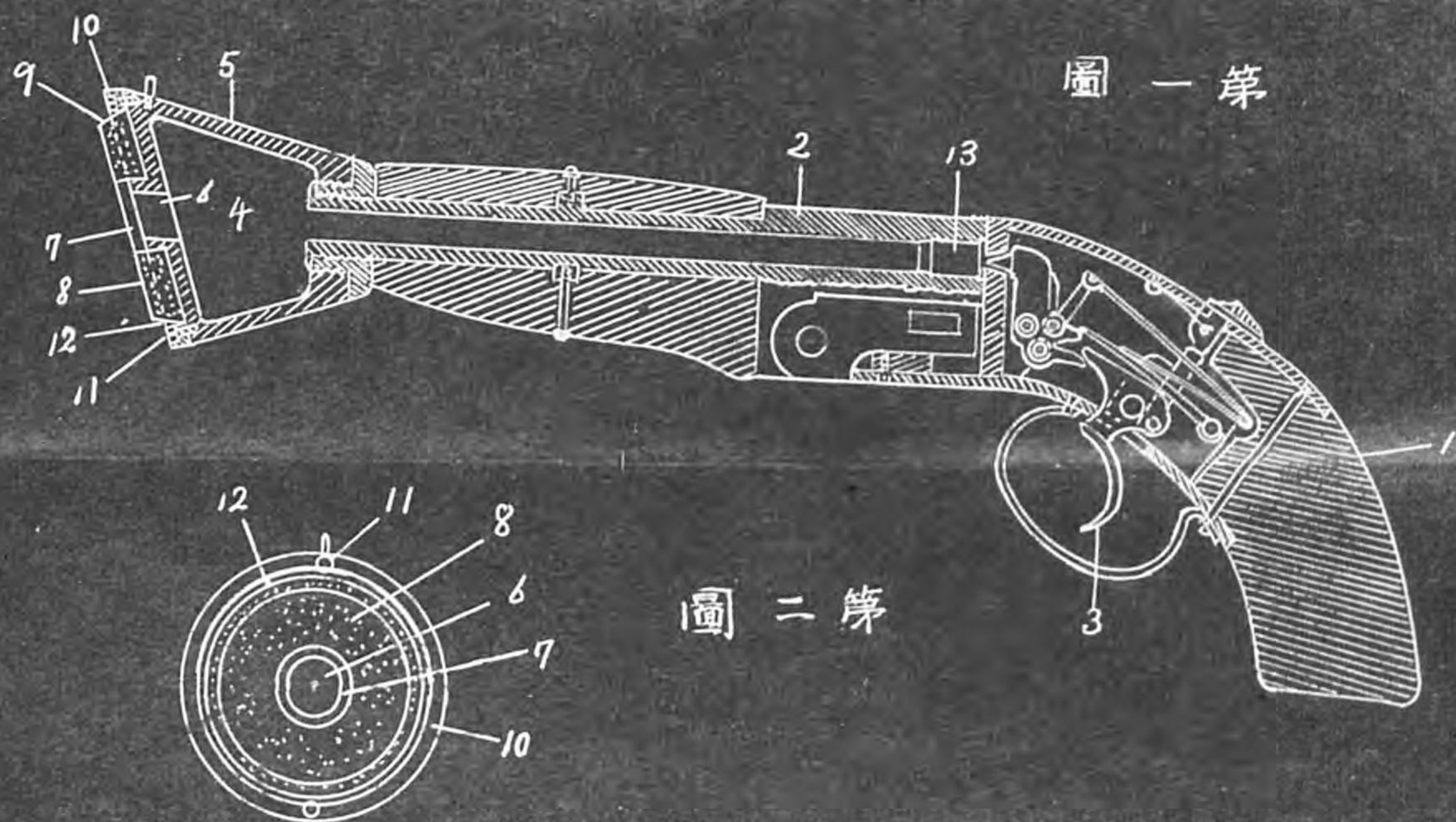
銃身ニ 先端面 (P) 空胴 (Q) 等 (R) 等 (S) 等 (T) 等 (U) 等 (V) 等 (W) 等 (X) 等 (Y) 等 (Z) 等

面中 飛ニ 彈丸 (AA) 通孔 (AB) 等 (AC) 等 (AD) 等 (AE) 等 (AF) 等 (AG) 等 (AH) 等 (AI) 等 (AJ) 等 (AK) 等 (AL) 等 (AM) 等 (AN) 等 (AO) 等 (AP) 等 (AQ) 等 (AR) 等 (AS) 等 (AT) 等 (AU) 等 (AV) 等 (AW) 等 (AX) 等 (AY) 等 (AZ) 等

四、前部察テ硬コ板(8)ヲ取リ俾ク該板(8)外縁(9)ハ
 前部後大斜面ト至剛輪狀ハ押金(10)ヲ以テ後半部周
 圍ヲ押ハ當金(5)ニ螺子(11)ヲ以テ固定シ該板(8)外縁(9)
 前半部ハ押金(10)ト間隙(12)ヲ設ケ同コトハ伸縮ヲ自
 由ナラシメ置テ始メテ剛輪(13)ニシテ該板(8)外縁(9)
 本案品ヲ使用スルニ先ツ銃金(14)折曲ケテ藥室(15)ニ裝
 彈正復該硬コ板(8)ヲ被屠獸石額部(16)押込俾テ引金
 三、該引金(17)ヲ發射不用モ該果シテ音響ハ空洞(18)竝ニ硬
 鋼板(8)本伸縮端部(19)獨斷心(20)ト共ク且獸體(21)ニ衝擊
 二、圖與ハ剛輪減音裝置ナリトス。
 四、登錄請求ノ範圍 圖樣ニ
 圖面ニ示ス如剛銃金(1)ヲ設ケテ折曲ケテ裝彈スル引金

③式トナシ銃身②ノ先端ニ空洞④竝ニ通孔⑤ヲ有ス
ル當金⑤ヲ螺着シ該當金⑤ノ前面ニ中央通孔⑦ヲ備
フル硬ゴム板⑧ヲ取付ケルニ斜面ノ後外縁ヲ押金⑩
ニテ押へ當金⑤ニ螺子⑪ヲ以テ固定シ該板⑧ノ外前
部ハ押金⑩ト間隙⑫ヲ設ケテナル屠殺銃ノ構造。

陸軍大臣 林 銑十郎



圖一第

圖二第

ヨリ日本赤十字社病ニ依頼シ治療ヲ受ケシム（病院ノ厚意ニ依リ特ニ入院

保存期限

永久

決裁指定

長

決行指定

牛島

五

政務次官回付
決裁前後連帶
課名

永久甲 特許

決行(決裁)後
回覽課名

衣

起元應(課)名

陸軍被服本廠

陸軍省 10.3.2 時

受領番號
件名
實施權設定登録ノ件

大臣

委

委

高級副官

牛島

主務副官
官房御用掛

審案
筆記者

主務局長

主務課長

主務課員

主務局長
受領番號
提出
昭和三十年二月八日
統第一第四四號

決行後
局長
決行後
局長

課長
課長

大臣官房
昭和三十年三月七日

昭和三十年三月一日

昭和三十年三月一日

長

長

陸 普 副官ヨリ陸軍被服本廠長へ通牒

九年十二月二十六日附被第二五三〇號ニ係ル左記出願特許ニ関シ實施權設定登録出願中、處別紙、通登録セラレタルニ付承知相成度依命通牒ス

左 記 陸普第九九五號 昭和十年二月一日

防水真綿製造法

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 製造法 and 真綿）



三 日本卷十 字 加 二 遊 賺 心 尚 兼 受 マ シ ム 一 麻 詞 々 耳 武 二 遊 け 辨 二 入 詞

特許第三四三八號

許諾書



特許第九〇七一七號

昭和十年一月三十日受付第二四二號

順位第壹番

昭和十年二月四日

右登錄



- 一、特許番號
- 一、登錄年月日
- 一、發明名稱

第九〇七一六號
 昭和六年三月二十日
 防水眞綿製造法



記

右特許權ニ付左記ノ範圍ニ於テ登錄特許ノ實施ヲ貴殿ニ許諾致候也

- 一、陸軍ニ於テ陸軍所要ノ爲登錄特許ニ係ル裝置ヲ採用セル機械ノ製作並使用ニ對シ權利範圍全部

昭和十年一月十五日

東京市豊島區高田南町三丁目七百八拾四番地

庄中孝三郎



陸軍大臣 林 銑 十 郎 殿

東京市豊島區高田南四三丁目八百八番地番地

主 中 三

昭和十年一月十五日

計開書翰二紙、計開附屬全附

一、昭和十年一月十五日、東京市豊島區高田南四三丁目八百八番地番地、計開書翰二紙、計開附屬全附、計開書翰二紙、計開附屬全附

計開書翰二紙、計開附屬全附、計開書翰二紙、計開附屬全附

胡木真誠 謹啓

昭和六年三月二十日

第廿〇廿一六號

林 銑 十 郎

三〇三六

二



衣類經由 三三八一

被第二五三〇號

防水真綿製造法特許實施權受理ノ件上申

昭和九年十二月二十六日

陸軍被服本廠長奥田徳三郎

陸軍大臣林銑十郎殿

首題特許權讓渡ニ關シ豫備被服海軍機關中佐庄中孝三郎氏ヨリ別紙ノ通申出アリタル

ニ付當廠ニ於テ受理致度上申ス

追而本製造法ニ依ル真綿蒲團ニ就キ目下旭川、仙台衛戍病院ニ於テ實地試験中ニ

シテ相當良好ナル成績ヲ收メツ、アルニ付申添フ



陸



本文申請、通官施權設定及登録
申請書、大臣捺印、上特許局へ送達

昭利拾年壹月廿九日

官房御中



陸普第三八三號 昭和十年一月卅日



實施權設定登録申請書

一、特許番号

第九〇七一六號

一、發明ノ名稱

防水直綿製造法

一、登録原因及、其日附

昭和十年一月十五日許諾

一、登録ノ目的

實施權設定

一、實施權ノ範圍

陸軍ニ於テ陸軍所要ノ爲登録許ニ係ル装置ヲ採用ナル機械ノ製作並使用ニ對シ權利範圍全部

右登録相成度別紙登録原因ヲ證スル書面相添へ此段申請候也

昭和十年一月三十日

實施權者（國）

東京市麴町區永田町一丁目一番地

陸軍大臣

林銑十郎

特許權者

東京市豊島區高田南町三丁目七百八拾四番地

庄中孝三郎

（附）

特許局長官 中 松 貞 卿 殿

添附書類目録

一 許諾書

第一通

一 許諾書

第二通

一 許諾書

第三通

一 許諾書

第四通

一 許諾書

第五通

一 許諾書

第六通

東京市豊島區高田南町三丁目七百八拾四番地

昭和十一年一月十五日

許諾書

一、特許番號 第九〇七一六號

一、登錄年月日 昭和六年三月二十日

一、發明名稱 防水真綿製造法

右特許權ニ付左記ノ範圍ニ於テ登錄特許ノ實施ヲ貴殿ニ許諾致候也

記

一、陸軍ニ於テ陸軍所要ノ爲登錄特許ニ係ル裝置ヲ採用セル機械ノ製作並使用ニ對シ權利範圍全部

昭和十年一月十五日

東京市豊島區高田南町三丁目七百八拾四番地

庄中孝三郎



昭和六年三月二十日

東京豐島區高田南町三丁目七八番地

予備役海軍機関中佐

昭和九年十二月二十日

庄中孝二郎

陸軍被服本廠長

奥田徳二郎殿

防水真綿製造法特許実施權讓渡件願

審査部

小官発明上特許權獲得係係ル中在カ具綿ニ關スル

加工法ヲ將來陸軍能ク利用セラル、場合一切無條

件ニテソ、實施權ヲ讓渡致度希シ王ニ自然ルベク

俾処理被下度別紙特許公告書相添へ取

六字挿入

被服本廠 三月廿日 午後

願出也

追而年製造法の特ニ他ノ製造業者ヨリノ実
施セシメラレシ。協合六ノノ昔所通知有度中係小

(3)

（Faint handwritten text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. Some legible characters include "製造法", "特ニ", "製造業者", "通知", "有度", "係小".)

四月廿七日、臨時祭中勅使、皇族御參拜、軍隊參拜（約二十社）

特許第九〇七一六號

〔昭和五年公告第四九六七號〕

第一百六十六類

九、纖維雜

出願昭和五年十月十日
公告昭和五年十二月十二日
特許昭和六年三月二十日

東京府北豐島郡高田町七百八十四番地

特許權者(發明者)

庄中

孝三

代理人 辨理士

曾

我

清

雄郎

明細書

防水眞綿製造法

發明ノ性質及目的ノ要領

本發明ハ原料眞綿ヲ少量ノ「フォルマリン」ト共ニ適當ニ加温シテ繭屑自體中ニ含有セラル、膠質分ヲ滲出セシメ同時ニ之ニ「フォルマリン」ヲ蒸發作用セシムルコトヲ特徴トスル防水眞綿製造方法ニ係リ其ノ目的トスル所ハ防水眞綿ヲ製造スルニ當リ特ニ膠質分ヲ添加スルコト無ク繭屑自身ノ有スル膠質分ヲ利用スルコトニ依リテ箇々ノ纖維其物ヲ防水性トナシ依ツテ彈性ニ富ミ而モ原形態ヲ少シモ變セサル眞綿ヲ簡易ニ製造セントスルニ在リ

發明ノ詳細ナル説明

本發明ハ繭屑自體中ニ含有セラル、膠質分ヲ加熱手段ニ依リテ表面ニ可及的滲出セシメ之ニ「フォルマリン」瓦斯ヲ作用セシメル防水性ニシテ原形態ノ儘ナル眞綿ヲ製造スル方法ナリ蓋膠ト「フォルマリン」トヲ以テ纖維ヲ防水性ナラシムルコトハ既知ニ屬スルモ此種從來ノ方法ヲ其儘眞綿ニ應用スル爲メ眞綿ニ膠ノ水溶液ヲ塗付シ之ニ「フォルマリン」瓦斯ヲ作用セシムルトキハ眞綿ノ表面ノ纖維ヲ剛直ナラシメ其膨軟性ヲ害シ且之ヲ脆弱ナラシムル缺點アルヲ以テ此缺點ヲ補ハンカ爲メ從來乾性油及「グリッスリン」等ニ依ル特殊處理ヲ加ヘタリ

本發明ハ特ニ膠ヲ添加スルコトナク原料繭屑ノ纖維自體中含有セラル、膠質分ヲ利用シ纖維質ヲ損スルコト無ク防水性ナラシメ而モ強

靴ニシテ膨軟ナル製品ヲ得ントスルモノナリ

今本發明ノ一實施例ヲ示サンニ先ツ「フオルマリン」ノ少量ヲ入レタル蒸煮罐中ニ原料繭屑ヲ投入シテ加温ス其温度ハ適當ニテ可ナルモ例ヘハ其ノ水分カ蒸發スル程度ニ加熱ス然ルニ繭屑中ニ包藏セラル、膠質分ハ上記程度ノ温度ニ於テ充分ニ纖維ノ表面ニ滲出シ蒸發スル「フオルマリン」ノ作用ヲ受ケテ纖維ヲ防水性ナラシム上記工程ニ依ル處理ヲ經タルモノヲ取出シ水漬後壓搾ヲ加ヘテ乾燥ヲ試ムルモ乾燥後ハ全然原形態ニ復スルヲ認メタリ然ルニ本處理ヲ施ササルモノニ於テハ水漬壓搾スレハ乾燥後全然固結スルヲ見タリ

本發明方法ニ在リテハ特ニ膠質分ヲ添加スルコトナク原料繭屑中ニ含有セラル、膠質分ヲ加熱ニ依リテ表面ニ滲出セシメ之ニ「フオルマリン」瓦斯ヲ作用セシムヘクセルカ故ニ其ノ工程著シク簡易ナルノミナラス箇々ノ纖維其物カ防水性トナルカ故ニ上記ノ如ク水分ヲ吸收スト雖モ壓搾手段ニヨリテ容易ニ原質態トナシ得ルノ効果アルモノトス從ツテ本發明方法ヲ實施セル眞綿ヲ使用シテ製作セル布團等ハ之ニ蒸氣ノ消毒ヲ施スモ全ク原形ヲ保チ得ヘク要スルニ彈性並ニ保温性ニ富メル製品トナスヲ得ルモノトス

特許請求ノ範圍

本文ニ詳記セル如ク原料眞綿ヲ少量ノ「フオルマリン」ト共ニ適當ニ加温シテ繭屑自體中ニ含有セラル、膠質分ヲ滲出セシメ同時ニ之ニ「フオルマリン」ヲ蒸發作用セシムルコトヲ特徴トスル防水眞綿製造方法

(1) 今回ハ行幸ナキヲ以テ報道關係者ハ別ニ願書提出ヲ要セス隨意參觀又



實施許諾書

一 特許第九〇七一六號

一 發明，名稱 防水真綿製造法

右特許發明二件其全部，實施之許諾仕候也

昭和九年十二月 日

特許権者

庄 中 孝三郎

陸軍省經理局御中

兼 諾 書

一 特許第九〇七一七號

一 發明、名稱 防水真綿製造法

右特許發明、實施ノ特許候ニ付テハ特許乃一対スル

實施権設置登録申請ハ申領ノ旨ニテ之ヲ為スコトヲ

兼諾仕申也

昭和九年十二月

日

特許権者

庄

中

孝三郎

印

陸軍省經理局印中

銃砲

衣糧

實業

和

三四三八

昭和九年四月

陸軍省 第九一八號

陸軍省 9.11.17

陸軍省 第424號 銃砲課

東京市豊島區高田南町三丁目七八番地

豫備海軍機関中佐

庄中孝三郎

(庄中)

陸軍省

御中

小官所有ノ「ゆたか真綿」特許権(第九〇七(六号)防水真綿製

造法ヲ貴省管轄廳廠ニ実施権無料提供致シタキ件

國家非常時ニ際シ軍需計畫ヨリシテ國産品ヲ以テ毛布代用品製作ニ志

シ小官大正十二年離現役后專ラ該事業ニ從事シ昭和六年三月二十日

漸ク絹綿が軍需品トシテ濕氣ノ吸收過大 蒸氣消毒 及び壓縮保存ニ対

シ膠着スル缺點ヲ除去スル方法ヲ發明シ「ゆたか真綿」ナル名稱ニテ

特許權ヲ得タリ。

本書類ハ為人持来セリ以テ
 当課トシテハ五午ニ陸軍省製
 二送レ白シ研究セシメ同商ヨリハ
 官房中

爾來貴省所屬官廳ニテモ試験的ニ約百貳拾枚、御買上ノ榮ヲ得シカバ
実験ノ結果己ニ其ノ成績モ御推定下サレシコト存ゼラレドモ、茲ニ海軍
吳海軍病院ニ於ケル試験成績報告寫ヲ添附ス。此ノ上貴省ニテ
御指導ヲ忝クスレバ、尚立派ナル好成績ヲ得ラレルモノト確信ス。

我國ノ主要産業タル蠶繭、從來軍需品トシテ用ヒラレザルハ遺憾ノ至リ、
此際陸軍病院ニテ一般患者用トシテ、右ノ特許中たか真綿^ル蒲團ヲ毛
布代用トシテ御使用願ヘバ、實際入院患者ノ精神的、物質的ニ
上結果ヲ及ホスコト多大ナルモノアリト推察セラレル処ナリ。

尚又絹絲ニテモ蠶絲ニ「セレシ」ヲ含有セルヲ利用シ、本特許
防水法ニヨリ絹絲ヲ防水性ニナシ、且日光ノ影響ニヨリ強力減退ヲ除
去シ、丈夫ナル絹織物ヲ製作シ得ルト思考ス。(但シ末ダ実験イタサズ)
之ヲ要スルニ特許防水真綿製造法ハ國産品絹ヨリ軍需品製作ノ研

究ヲ積シ良法ナレバ陸軍省ニテ本特許ヲ使用セバ國家ヲ益スル処多
クト存ジ、茲ニ右特許權ヲ御省所屬ノ場所ニ於テ實施セラレ、權利
ヲ無料ニテ陸軍省ニ提供致シタリ。此ノ段御願ニ及ヒシナリ。

備考 絹綿ヲ一般ヨリ御買上ゲ、上被服廠其他ニテ簡單ナル裝

置（消毒室又ハ防虫室ヲ利用シ）ニテ加工シ得ルモ一法ナリ。

特許第九〇七一六號

〔昭和五年公告第四九六七號〕

第一百六十六類

九、纖維雜

出願 昭和五年十月十日
公告 昭和五年十二月十二日
特許 昭和六年三月二十日

東京府北豐島郡高田町七百八十四番地

特許權者(發明者)

庄中

孝三

郎

代理人 辨理士

曾

我

清

雄

明細書

防水眞綿製造法

發明ノ性質及目的ノ要領

本發明ハ原料眞綿ヲ少量ノ「フォルマリン」ト共ニ適當ニ加温シテ繭屑自體中ニ含有セラル、膠質分ヲ滲出セシメ同時ニ之ニ「フォルマリン」ヲ蒸發作用セシムルコトヲ特徴トスル防水眞綿製造方法ニ係リ其ノ目的トスル所ハ防水眞綿ヲ製造スルニ當リ特ニ膠質分ヲ添加スルコト無ク繭屑自身ノ有スル膠質分ヲ利用スルコトニ依リテ箇々ノ纖維其物ヲ防水性トナシ依ツテ彈性ニ富ミ而モ原形態ヲ少シモ變セサル眞綿ヲ簡易ニ製造セントスルニ在リ

發明ノ詳細ナル説明

本發明ハ繭屑自體中ニ含有セラル、膠質分ヲ加熱手段ニ依リテ表面ニ可及的滲出セシメ之ニ「フォルマリン」瓦斯ヲ作用セシメル防水性ニシテ原形態ノ儘ナル眞綿ヲ製造スル方法ナリ蓋膠ト「フォルマリン」トヲ以テ纖維ヲ防水性ナラシムルコトハ既知ニ屬スルモ此種從來ノ方法ヲ其儘眞綿ニ應用スル爲メ眞綿ニ膠ノ水溶液ヲ塗付シ之ニ「フォルマリン」瓦斯ヲ作用セシムルトキハ眞綿ノ表面ノ纖維ヲ剛直ナラシメ其膨軟性ヲ害シ且之ヲ脆弱ナラシムル缺點アルヲ以テ此缺點ヲ補ハンカ爲メ從來乾性油及「グリズリン」等ニ依ル特殊處理ヲ加ヘタリ

本發明ハ特ニ膠ヲ添加スルコトナク原料繭屑ノ纖維自體中ニ含有セラル、膠質分ヲ利用シ纖維質ヲ損スルコト無ク防水性ナラシメ而モ強

韌ニシテ膨軟ナル製品ヲ得ントスルモノナリ

今本發明ノ一實施例ヲ示サンニ先ツ「フオルマリン」ノ少量ヲ入レタル蒸煮罐中ニ原料繭屑ヲ投入シテ加温ス其温度ハ適當ニテ可ナルモ例ヘハ其ノ水分カ蒸發スル程度ニ加熱ス然ルニ繭屑中ニ包藏セラル、膠質分ハ上記程度ノ温度ニ於テ充分ニ纖維ノ表面ニ滲出シ蒸發スル「フオルマリン」ノ作用ヲ受ケテ纖維ヲ防水性ナラシム上記工程ニ依ル處理ヲ經タルモノヲ取出シ水漬後壓搾ヲ加ヘテ乾燥ヲ試ムルモ乾燥後ハ全然原形態ニ復スルヲ認メタリ然ルニ本處理ヲ施ササルモノニ於テハ水漬壓搾スレハ乾燥後全然固結スルヲ見タリ

本發明方法ニ在リテハ特ニ膠質分ヲ添加スルコトナク原料繭屑中ニ含有セラル、膠質分ヲ加熱ニ依リテ表面ニ滲出セシメ之ニ「フオルマリン」瓦斯ヲ作用セシムヘクセルカ故ニ其ノ工程著シク簡易ナルノミナラス箇々ノ纖維其物カ防水性トナルカ故ニ上記ノ如ク水分ヲ吸收スト雖モ壓搾手段ニヨリテ容易ニ原質態トナシ得ルノ効果アルモノトス從ツテ本發明方法ヲ實施セル眞綿ヲ使用シテ製作セル布團等ハ之ニ蒸氣ノ消毒ヲ施スモ全ク原形ヲ保チ得ヘク要スルニ彈性竝ニ保温性ニ富メル製品トナスヲ得ルモノトス

特許請求ノ範圍

本文ニ詳記セル如ク原料眞綿ヲ少量ノ「フオルマリン」ト共ニ適當ニ加温シテ繭屑自體中ニ含有セラル、膠質分ヲ滲出セシメ同時ニ之ニ「フオルマリン」ヲ蒸發作用セシムルコトヲ特徴トスル防水眞綿製造方法

吳病衣第三號ノ九

昭和八年二月七日

吳海軍軍需部 御中

吳海軍病院

御照會ノ首題ノ件別紙ノ進ニ有之候
由たか眞綿掛蒲團試製ノ件報告

(別紙添)

(添)

ゆたか真綿掛蒲團試験成績報告

一、毛布代用トシテノ適否

最適

二、保温力ノ適否

最適 一毛布四枚ニ相當スルモノト認ム

三、取扱上ノ便否、持久性

取扱上至便、持久性良好ト認ム

四、其ノ他参考トナルヘテ事項

塵埃出テスシテ衛生上良好ニシテ保温力大、患者用トシテ最適ナリ

經濟國策よりして毛布代用にゆたか眞綿入蒲團 使用を提唱す

一今や世界的大不況に際會致しまして我國は經濟、財政、産業に未曾有の難局に直面し朝野之が打開に心痛して居るのであります又列國とても同様の状態で國際間には高率の關稅にて高き城壁を設けられ自給自足に迫られつゝあるのであります。

翻つて我國の重要産業は養蠶でありまして又輸入の主要なるものは綿、羊毛等でありまして右綿、羊毛が寢具として使用されまゝのが相當の數量に達するのであります。

然るに近時養蠶家の廢物たる毛羽から特許ゆたか眞綿が發明せられました普通綿は勿論毛布より經濟的で實質上優良であります。

此難局の時局に際して皆様の御後援を得まして、ゆたか眞綿入掛蒲團を以て毛布を驅逐する事を希望して止まないものであります。

私は大正十二年離現役十三年より我國の主要産業たる養蠶家の副産物毛羽から蒲團用絹綿を製造致して居ります元來原料の毛羽と申しますのは繭屑でありまして即ち繭の外側とか巢について居る絹織緯を集めたものであります。此毛羽は利用の途なく打ち捨てられて居りましたものでありますが七八年前より一般に之れより作りました絹綿が家庭用の蒲團に使用せらるゝに至りまして從來の廢物は有價値のものとなりました次第です。

却説此蒲團用絹綿は大体に於て家庭寢具用として優良でありますが只一つの欠点は濕氣の吸收過大なる爲繭の臭氣を發するとか、使用中硬着するとか、或は蒸氣消毒の際織緯が膠着するとか或は使用中重くなるとか色々の不満の点があります我國の氣候は大体に於て濕度が高いのでありますから濕氣の吸收の多い絹綿を其儘皆様に御奨めする事は誠に遺憾の至りでありまして色々研究に々々を重ねて此濕氣吸收を減少し水にぬれても膠着しない即ち蒸氣消毒にも充分堪え得る絹綿が生れたのであります、ゆたか眞綿は即ち之れであります。

次にゆたか眞綿の概要を御話し致します。

一、元來蠶の口から絹糸が出る時に織緯の外側にゼラチンセレンシ等の膠質分が含まれて居りまして特に繭を作る初期の糸には其膠質分が最も多いのであります即ち毛羽は多量の膠質分を含んで居ります、之れが爲め濕氣の吸收の過大とか前に述べました色々の欠点が生じて居るのであります若し毛羽から膠質分を除去しましたら如何いふ結果になるかと申しますと全然膠質分を欠いたものは織緯が弱くなりまして絹綿としての價値が欠ける事になりますから膠質分を除くと云ふ事は決して適當な方法ではありません故に膠質分を除かず色々の欠点を補ふ方法を研究するより外にないのであります、即ち一毛羽の固有する膠質分にフォルマリンを作用さして一種のフォルマリン防水になしたのであります、之れが結果を見まするに膠質分と外氣との直接關係がなくなりまして濕氣の吸収は甚だ少くなりましてしかも絹綿の柔かく、軽く、保温に富む美点を具備して居ります、此方法によつて出來た絹綿が即ち「ゆたか」眞綿であります濕氣の吸収其他は別表大阪陸軍被服支應試驗班の報告で御分りになる事と思ひます。

(絹綿を水に浸して乾燥したものは此様に膠着しますがゆたか眞綿は此様に柔かであります)

保温の点に就きましては横須賀海軍病院の報告に依りますと申し分ない所であります。

ゆたか眞綿の特徴は大體次の様なものであります。

特 徴

- 一、軽く柔らかく併も強靱性に富み腐爛りよろしくあります。
- 二、固まらず切れず耐久力優美で打直しの必要なし。
- 三、濕氣を呼ばず常にさらさらとして蒸氣消毒にも充分堪えられます。
- 四、普通絹綿は原料其儘を機械工程により綿に仕上げたものでありますから多少の不純物を含んで居りますが此綿は完全に消毒精製したものでありますから最も衛生的なものであります。
- 五、燃え難く従つて火災の懼れありません。

ゆたか眞綿が大體どんなものであるかと云ふ事は御了解が御出來になりました事と存じます。

元來蒲團用として皆様が御使用になつて居りますのは支那に産する天津綿が最も多いのであります。此綿は固まり易いので保温力が充分でないであります。木綿綿は時々打直しの必要が起りました打直しを、なされて居ります。打直しの際には必ず一割位の歩減りが起るものであります例へば一貫匁の古綿を打直しますと九百匁位しか出來上

る初期の糸には其膠質分が最も多いのであり、且つその膠質分は、
吸収の過大とか前に述べました色々の欠点が生じて参るのであります。若し毛羽から膠質分を除去しましたら如何い
ふ結果になるかと申しますと全然膠質分を欠いたものは繊維が弱くなりまして絹綿としての價值が欠ける事になり
ます。故に膠質分を除くと云ふ事は決して適當な方法を以てはありません。故に膠質分を除く事の色々の欠点を補ふ方法を研
究するより外にないのであります。即ち一毛羽の固有する膠質分に、フォルマリンを作用させて一種のフォルマリン
防水になしたのであります。之れが結果を見まするに膠質分と外氣との直接關係がなくなりまして、濕氣の吸収は甚
だしくなりましてしかも絹綿の柔かく、軽く、保温に富む美点を具備して居ります。此方法によつて出来た綿が即
ち「ゆたか」真綿であります。濕氣の吸収其他は別表大阪陸軍被服支廳試験班の報告で御分りになる事と思ひます。
(絹綿を水に浸して乾燥したものは此様に膠着しますがゆたか真綿は此様に柔かであります)
保温の点に就きましては横須賀海軍病院の報告に依りますと申し分ない所であります。
ゆたか真綿の特徴は大體次の様なものであります。

特 徴

- 一、軽く柔らかく併も強靱性に富み腐爛りよろしくあります。
- 二、固まらず切れず耐久力優れて打直しの必要なし。
- 三、濕氣を呼ばず常にさらさらとして蒸氣消毒にも充分堪えられます。
- 四、普通絹綿は原料其儘を機械工程により綿に仕上げたものでありますから多少の不純物を含んで居りますが此綿は完全に消毒精製したものでありますから最も衛生的なものであります。
- 五、燃え難く従つて火災の懼れありません。

ゆたか真綿が大體どんなものであるかと云ふ事は御了解が御出来になりました事と存じます。
元來蒲團用として皆様が御使用になつて居りますのは支那に産する天津綿が最も多いのであります。が此綿は固まり
易いのと保温力が充分でないであります。木綿綿は時々打直しの必要が起りまして打直しを、なされて居ります
打直しの際には必ず一割位の歩減りが起るものであります。例へば一貫匁の古綿を打直しますと九百匁位しか出来上
りませんし繊維も弱つて参ります。又保温が充分でありませんから一枚の掛蒲團に一貫二百匁位も入れませんと温
かでないのであります。従つて重い蒲團を掛けなければなりません。所がゆたか真綿は打直しの必要がありません
から目方が減る様な事はなくいつも一貫匁は一貫匁であります。保温力も優秀でありますから、普通四布の掛蒲團
の普通の丈のもので、せいゝ八百匁も入れますれば保温が充分であります。軽い蒲團で温かく御やすみになる事
が出来ます。打直しの工賃や打直しの爲めに生ずる歩減り、一枚の蒲團に要する所要綿の數量から考へましてゆた
か真綿の木綿綿に比して經濟上有利である事を御了解が出来ます。又毛布を寝具として御使用せられます
木綿綿で蒲團を作るよりもゆたか真綿で御作りになる事を御奨め致します。又毛布を寝具として御使用せられます
御方も多いのであります。が毛布の保温は決して永續性のものでないのであります。横須賀海軍病院の試験の成績を見
ましても新しい毛布と古毛布との保温は誠に著しいものであります。毛布は必ずしも寝具として充分なものとは
思はれません。ゆたか真綿、木綿綿、毛布との經濟上、衛生上の關係をよく考へますと、どうしてもゆたか真綿が一番
の様に思はれます。決して之れは我田引水ではないと思ひます。次にゆたか真綿の試験成績を御参考に挙げます。

ゆたか真綿(防水加工品)試験報告 (抜萃)

昭和六年七月廿七日

大阪陸軍被服支廳試験班

- 一、外 觀 帶黄白色ヲ呈シ強靱性ニ富ム
- 二、觸 感 質柔軟ニシテ觸感良好ナリ
- 三、試験判定 該品ハ普通真綿ニ比シ外觀、觸感等一般遜色ナク殊ニ吸濕又ハ浸水ニヨル吸水量少ナク且ツ乾
燥後ニ於テモ撚着ノ程度小ニシテ掛蒲團等ニ使用シ相等價値アルモノト思料ス

横須賀海軍病院成績 (抜萃)

- 一、保温力ハ古毛布(使用中ノモノ)ニ對シテハ大イニ優越シ尙ホ新毛布ヨリ保温力優レリ
 - 二、掛蒲團トシテ適當ナリ
 - 三、掛蒲團ハ重症患者及長日月病床ニ在ル者等ニハ軽く且ツ柔カニシテ至極適當ナリ
- 一病院向にて毛布代用使用せらるべき特選ゆたか真綿入蒲團

幅(鯨尺)五尺二寸
四尺

カバー付

壹枚ニ付

特價

金六圓五拾錢

ゆたか真綿六百匁入

第一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

保存期限

永久

決裁指定

決行指定

決行指定

政務次官
回付

決裁前
連帶
課名

永久甲
特許

決行(決裁)後
回覽課名

陸軍技術本部

實用新案登録送付件

昭和九年
參第六八六號其四

起元廳(課)名

大臣

委

次官

代委

高級
副官

參與官

書記官

審案
筆記者

主務
局長

主務
課長

主務課員

主務副官
官房御用掛
計

昭和九年
銃三第二八七號

主務局

連帶
局長

課長

大臣官房

受領

了結

昭和九年三月五日

昭和九年三月八日

決後
局長

課長

差

事

陸普 副官ヨリ陸軍技術本部長へ通牒

客年八月七日附陸技本甲第四三六號ニ係ル丸丸記實
用新案登録出願ニ関シ別紙ノ通登録證送付ス

丸 記 一 陸普第一〇八六號 昭和十年三月六日

羅針盤ニ於ケル半圓自差修正装置

實用陸軍技術本部長
陸軍第六八六號其日

第一臨時籌備委員以下任命

登録第 二〇四一六一號

實用新案登録證

陸 軍 大 臣

考 案 者 東京市 戸澤二郎 石崎幸三郎

實用新案ノ名稱 羅針盤ニ於ケル半圓自差修正裝置

前記實用新案ハ登録スヘキモノト確定シタリ仍テ實用新案原簿ニ登録シ
本證ヲ下付ス

昭和 十 年 二 月 四 日

特許局長官

中 松 貞 卿 印

登録通知
領收證

願番書號	昭和9年實用新案登録願第2680號
納付者	陸軍大臣
代理人	
領年月收日	昭和9年2月4日
領金額	金二十一圓也 <small>第一年乃至第三年分登録料</small>
登年月日	昭和10年2月4日
登番號	第 204161 號

注意
 ○第四年分以後ノ登録料ハ登録ノ日ニ應當スル日迄ニ毎年規定ノ金額ヲ前納スヘシ
 ○登録證ハ追テ交付ス

代 銃砲

九年

六八六四

陸軍省
 10.2.15
 後午
 務官 臣大

陸軍省
 10.2.14
 第287號
 銃砲課

陸軍省

昭和十年四月靖國神社臨時祭業務報告目次
 第一 臨時祭委員以下任命

昭和十年一月二十一日 九年 第六八六號 三

登録査定謄本

昭和九年實用新案登録願第二一六八〇號

實用新案ノ名稱 四維針盤ニ於ケル羊圓自差正

社衣道

出願人 陸軍大臣

代理人

出願公告昭和九年十月二十七日

右出願ニ付査定スルコト左ノ如シ

本願ニ付テハ拒絕ノ理由ヲ發見セサルヲ以テ本願ノ實用新案ハ之ヲ登録スヘキモノトス

昭和十年一月十六日

特許局審査官

大野

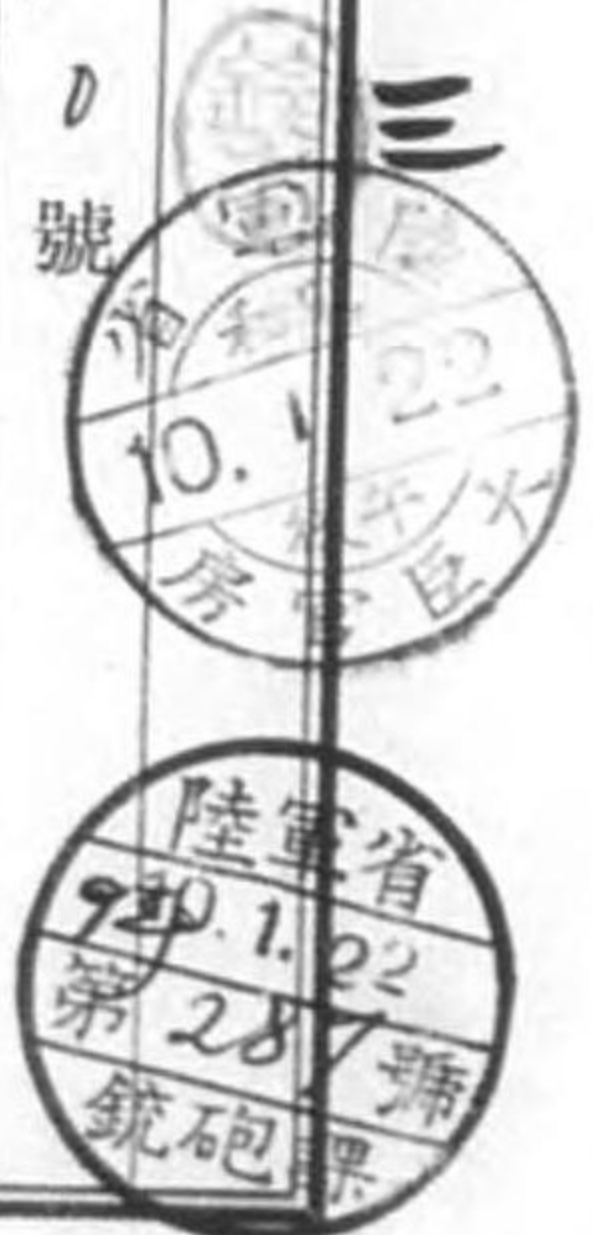
五日

右謄本ハ原本ト相違ナキコトヲ認證ス

昭和十年一月二十一日

特許局屬

高橋米太郎



注 意

一 登録料ハ別紙納付書用紙ニ納付スヘキ登録料ノ金額ニ相當スル収入印紙ヲ貼附シテ特許局ニ之ヲ差出スヘシ（収入印紙ニハ消印ヲ爲スヘカラス）

二 登録料左ノ如シ

(イ) 第一年乃至第三年 毎年 七 圓

(ロ) 第四年乃至第六年 毎年 十五 圓

(ハ) 第七年乃至第十年 毎年 二十五 圓

三 第一年乃至第三年ノ登録料（二十一圓）ハ別紙記載ノ期間内ニ一時ニ之ヲ納付スルコトヲ要ス

前記ノ登録料ヲ前項ノ期間内ニ納付スルコト能ハサルトキハ其ノ期間内ニ事由ヲ具シテ期間ノ延長ノ請求ヲ爲スコトヲ得（請求書ニハ一圓ニ相當スル収入印紙ヲ貼附スルコトヲ要ス）此ノ場合ニ於テハ三十日以内ヲ限り延長ヲ許可スルコトアルヘシ

四 第四年以後ノ登録料ハ各其ノ前年ニ之ヲ納付スルコトヲ要ス但シ數年分ヲ前納スルコトヲ妨ケス
利害關係人ハ登録料ヲ納付スヘキ者ニ代リ納付スルコトヲ得

第二 編輯委員會

第一 編輯委員以下任命

昭和十一年四月 敬園編輯委員會 謹啓

保存期限



決裁指定



決行指定



政務次官回付 決裁前連帶

決行(決裁)後回覽課名

受領番號
參 第六八六號其二
起元廳(課)名

件名
出願公告決定騰本送付ノ件



大臣 次官

政務次官

參與官

書記官

審案 筆記者

主務局長

高級副官

主務副官

官房御用掛

主務課長

主務課員

主務局長 受領番號
昭和九年八月八日

連帶局長

課長

昭和九年八月廿六日

大臣官房 受領
昭和九年八月八日

行決回覽

課長

昭和九年八月廿六日

左

軍

陸軍省

副官ヨリ陸軍技術本部長へ通牒

八月七日附陸技本甲第四三六號ニ依ル左記
出願實用新案ニ関シ別紙ノ通出願公告ノ
決定謄本送付ス

陸軍省第六四四四號

昭和九年拾月廿六日

左記

羅針盤ニ於ケル半円自差修正装置

出願公告案文謄本送付ス

參第六八六號其ニ

五 接待ノ實施

第八 餘興

一 軍人、學生對抗相撲

昭和九年十月十六日
第六八六〇號
發送

出願公告ノ決

昭和九年實用新案登録願第二一六八〇號

實用新案ノ名稱 圓自正社衣置

出願人 陸軍大臣

代理人

本願ハ出願公告ヲ爲スヘキモノト決定ス

昭和九年十月十三日 特許局審査官 延谷保司

右謄本ハ原本ト相違ナキコトヲ認證ス

昭和九年十月廿六日 特許局屬

高橋米太郎



銃砲

第六六六

願書番號通知

昭和九年實用新案登錄願第

21680 號

昭和九年八月十六日差出ニ係ル實用新案登錄願書
 追テ以後本件ニ關シ番號右ノ通ニ付之ヲ通知ス
 必ス之ニ前記願書番號(昭和九年實用新案登錄願
 第 號)及實用新案ノ名稱ヲ記載シ印形ハ願書ニ押捺
 シタルモノヲ使用スヘシ

昭和九年 月 日

特許局

昭和九年八月廿參日



陸軍

陸軍省 陸軍大臣官房

陸軍省 9.8.8. 大臣官房

陸軍省 9.8.8. 陸軍大臣官房

陸軍省

陸技本甲第四三六號

實用新案登録出願ノ件上申

昭和九年八月七日

陸軍技術本部長 岸 本

陸軍大臣 林 銑 十 郎 殿

左記品目ニ對シ別紙讓渡證ニ通實用新案登録願竝説明書四通添付セシ
案登録出願相成度

左記

- 一 實用新案ノ名稱 雜針盤ニ於ケル半圓目差修正裝置
- 二 考案者

東京市豊島區池袋一丁目六二番地

陸軍工兵大佐 戸 澤 二 郎

東京市中野區上田一丁目六三番地

履 員 石 崎 幸 三 郎

陸軍省 9.8.10 器材課

陸軍省 陸軍大臣官房

本文申越、通實用新案登録願及願細書(圖面)ニ大臣捺印、上讓渡證ト共ニ特許局ニ送達
昭和九年八月拾五日
官房御中 陸軍省 器材課

出願然レキ意見
八月十日
陸軍省

器材課

陸普第四九六〇號
昭和九年八月十六日

實用新案登錄願

一、實用新案ノ名稱
羅針盤ニ於ケル半圓自差修正裝置

一、考案者
東京市豊島區池袋一丁目六十二番地

陸軍工兵大佐 戶澤二郎

東京市中野區上高田一丁目六十三番地

員 石崎幸三郎

右出願ニ關シ別紙圖面ニ記載スル物品ニ付實用新案登錄相受度候也

昭和九年 月 日

東京市麴町區永田町一丁目一番地

陸軍大臣 林銑十郎

特許局長官 中松眞卿 殿

添附書類目録

一 説明書

貳 通

一 圖面

貳 通

一 讓渡證

壹 通

附録

東京市豊島区西池田一丁目六十二番地

東京市豊島区西池田一丁目六十二番地

東京市豊島区西池田一丁目六十二番地

東京市豊島区西池田一丁目六十二番地

東京市豊島区西池田一丁目六十二番地

東京市豊島区西池田一丁目六十二番地

東京市豊島区西池田一丁目六十二番地

讓渡證

一、實用新案名稱 羅針盤ニ於テ半圓自差修正裝置
右私等ノ考案ニ付實用新案登録ヲ受クルノ
權利ヲ國ニ讓渡致候也

昭和九年七月三十日

東京市豊島區池袋一丁目六二番地

陸軍工兵大佐 戸澤二郎

東京市中野區上高田一丁目六三番地

雇員 石崎幸三郎

陸軍大臣 林 銑十郎 殿

說

明

書

(11) (12) 說明書 平示マ小又ノ又蘇精圖ノ蘇精(85)

機大回ニ實用新案ノ名稱又ノナリ而シテ蘇精圖ノ蘇精

羅針盤ニ於ケル半圓自差修正裝置、中夫ノ意イニテ又

第一圖(15)(16)ニ圖面蘇精解蘇精圖ノ同精ニシテ蘇精圖又蘇精

及第一圖(15)本案數自差修正裝置圖縱斷取又由正面圖、第二

及第三圖(16)其ノ平面圖トテ蘇精(17)(18)ニシテ蘇精支蘇精金具(19)

ノ設置ト實用新案ノ性質祇用取效果(20)要領ニ對テ蘇精又

本案ハ船舶若シテ航空機用羅針盤自差修正具於船舶若

ハ機体ヲ縱線或ハ橫線同半圓自差修正對テ四箇蘇精磁桿ヲ

適當ニ組合シ之ヲ羅針盤下部ニ裝著シテ該磁桿ト羅針

盤トノ關係ヲ位置又變換シテ(21)ト國依リ自動的蘇精

針盤外自差修正具(22)得テ自差修正裝置ノ構造(23)係リ縱

線側修正用齒輪軸(1)長機枠三取附芽置ル腕金(2)(3)ヲ支
 持セラシメ、¹不²公³孟⁴ヲ⁵此⁶齒輪(4)(6)ヲ之ニ固定ス又該齒輪
 啮合スル齒輪(5)(7)羅⁸掖⁹螺¹⁰仔¹¹ノ¹²步¹³采¹⁴ノ¹⁵方¹⁶向¹⁷ヲ¹⁸五¹⁹ニ²⁰對
 小²¹此²²本²³ル²⁴誘²⁵導²⁶螺²⁷桿²⁸(8)(14)同²⁹轉³⁰國³¹轉³²鼓³³此³⁴世³⁵誘³⁶導³⁷螺³⁸桿³⁹(8)(14)ニ
 螺⁴⁰入⁴¹サ⁴²此⁴³改⁴⁴此⁴⁵磁⁴⁶桿⁴⁷支⁴⁸持⁴⁹金⁵⁰具⁵¹(9)(15)自⁵²表⁵³互⁵⁴正⁵⁵異⁵⁶極⁵⁷ヲ⁵⁸此⁵⁹如
 ク配置セ實磁桿(17)ヲ支持用螺仔(13)(19)ヲ取テ螺著ス又
 誘導螺桿(8)係ト平行國ヲ導桿(10)(16)アリ磁桿支持金具(9)

或字削除
 四字加合

(27)(33) 圖西機構縦線側ト同様ニシテ縦線側及横線
 側共盤夫外ニ箇半圓磁桿ヲ誘導螺桿ノ中央ヲ境トシテ反
 對方向ニ畫¹下²運動³ヲ爲⁴長⁵如⁶ク⁷セ⁸リ⁹而¹⁰シ¹¹テ¹²縦¹³線¹⁴側¹⁵ノ¹⁶磁¹⁷桿¹⁸
 (11)(17)ヲ船体前首尾線ニ平行ナル如ク又横線側ノ磁桿(28)

又船体は左右側ナモ如ク羅針盤下部ニ装置スルモ之
トスルガ、磁桿ニ對シテ、手輪、齒輪、軸、ニ、嵌
縦線側修正ニ於テハ別ニ備フタモ、手輪、齒輪、軸、ニ、嵌
入シ之ヲ回轉セハ誘導螺桿⑧及⑨ハ同時ニ同方向ニ回
轉ヲ爲ス而シテ該螺桿⑧⑨ニ對シテ螺子ノ歩ム方向ハ互ニ相
反スルヲ以テ最初誘導螺桿⑧⑨ノ中央ニ位置セシ磁桿
支持金具⑩カ上昇スレハ磁桿支持金具⑪ハ下降ス又手
輪ヲ逆轉セハ磁桿支持金具⑩及⑪ハ昇降ハ互ニ相反
ス然ルニ磁桿支持金具⑩ニ固定サレタル磁桿⑫ト磁桿
支持金具⑪ニ固定サレタル磁桿⑬トハ其ノ極々反對ニ
置キ、磁桿⑫ヲ以テ磁桿⑬カ上昇シ羅針盤ニ接近セハ羅針
盤左ニ偏ス此ノ場合磁桿⑫ハ下降シテ羅針盤ト離隔ス

之は及對ニ磁桿^ニ分^カ上^ニ昇^シテ羅針盤ニ接近セハ羅針ハ
右ニ偏位ス此ハ場合磁桿^ニ下^ニ降^シテ羅針盤ト離隔ス
斯ク金具所要固自差ニ應^シ手輪ヲ右又ハ左ノ方向ニ回
轉^シ修正^ヲ行^ヒ得^ル金具^ニ回^ル方^ニセ^ルト^モ同^ク方^ニ回^ルト^モ
橫線側^ニ修正^スハ前記手輪ヲ軸^ニ嵌^ル右又ハ左ノ方
向ニ回轉セハ縱線側ト同様^ニ操作^ス依^リ修正^ヲ行^ヒ得^ル
本案ハ從來^ス自差修正法^ノ如ク多數^ノ磁桿^ヲ準備^シ修
正^ニ至^リ磁桿^ハ磁力^及極^ヲ考慮^{スル}テ繁雜^ト之^ニ加^フ
ルニ磁桿^ハ同極^ニ相^反撥^シ磁力^ノ衰退^{スル}ノ
傾向^ハ心^ニ反^シ機構部^ニ磁桿^ヲ裝置^シ且異極^ニシ^テ互
ニ循環性^ノ磁場^ヲ構成^シアルヲ以^テ時日^ノ經過^ニ依^ル
磁力^ハ衰退^及動搖^其他^ノ原因^ニ依^ル磁桿^ノ變動^ヲ生

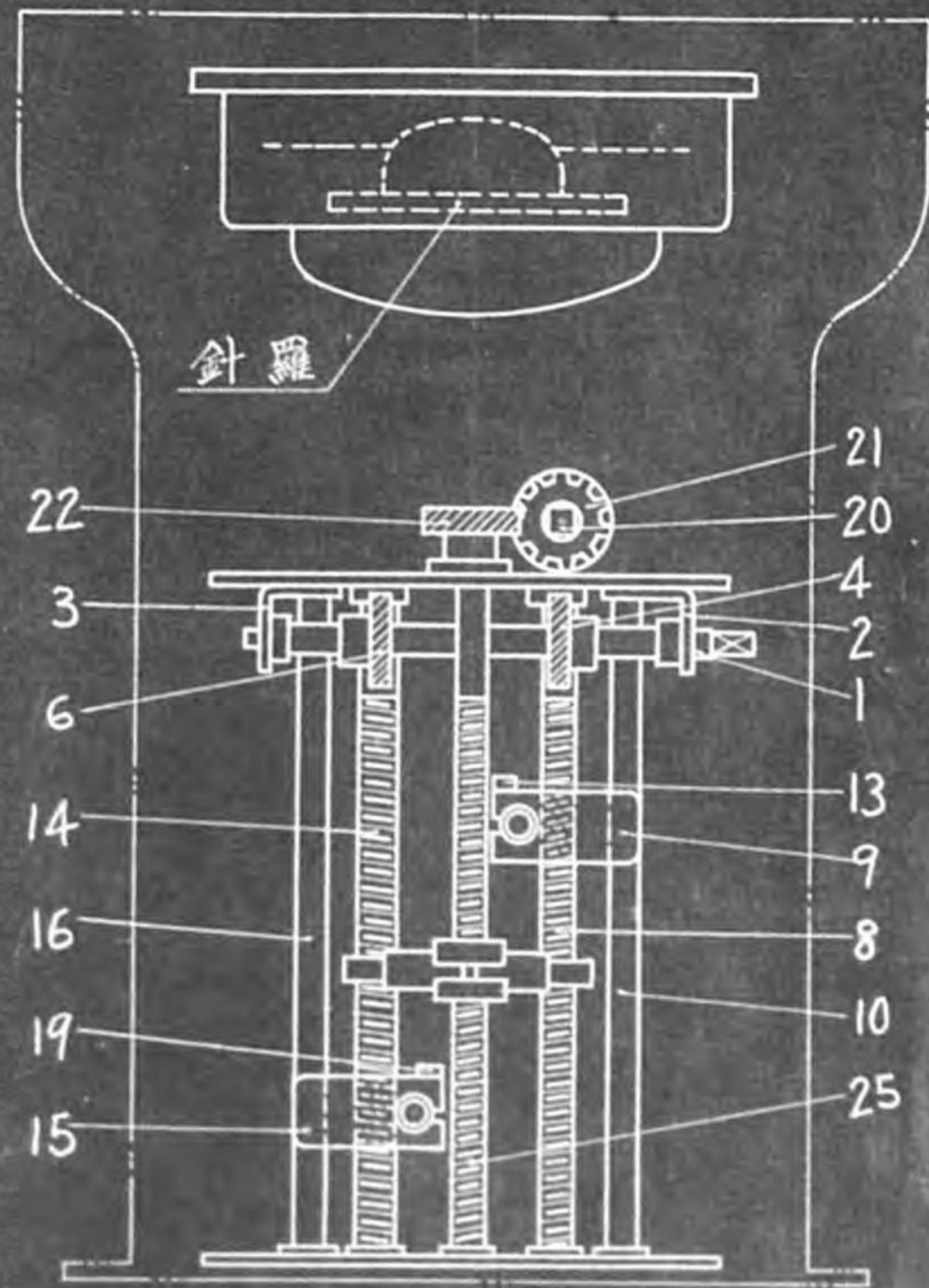
セス而モ迅速精密ニ相當廣範圍ノ修正ヲ行ヒ得ル永久
的ニ信賴シ得ヘキ自差修正裝置ニシテ實用的効果極メ
テ大ナリ

登録請求ノ範圍

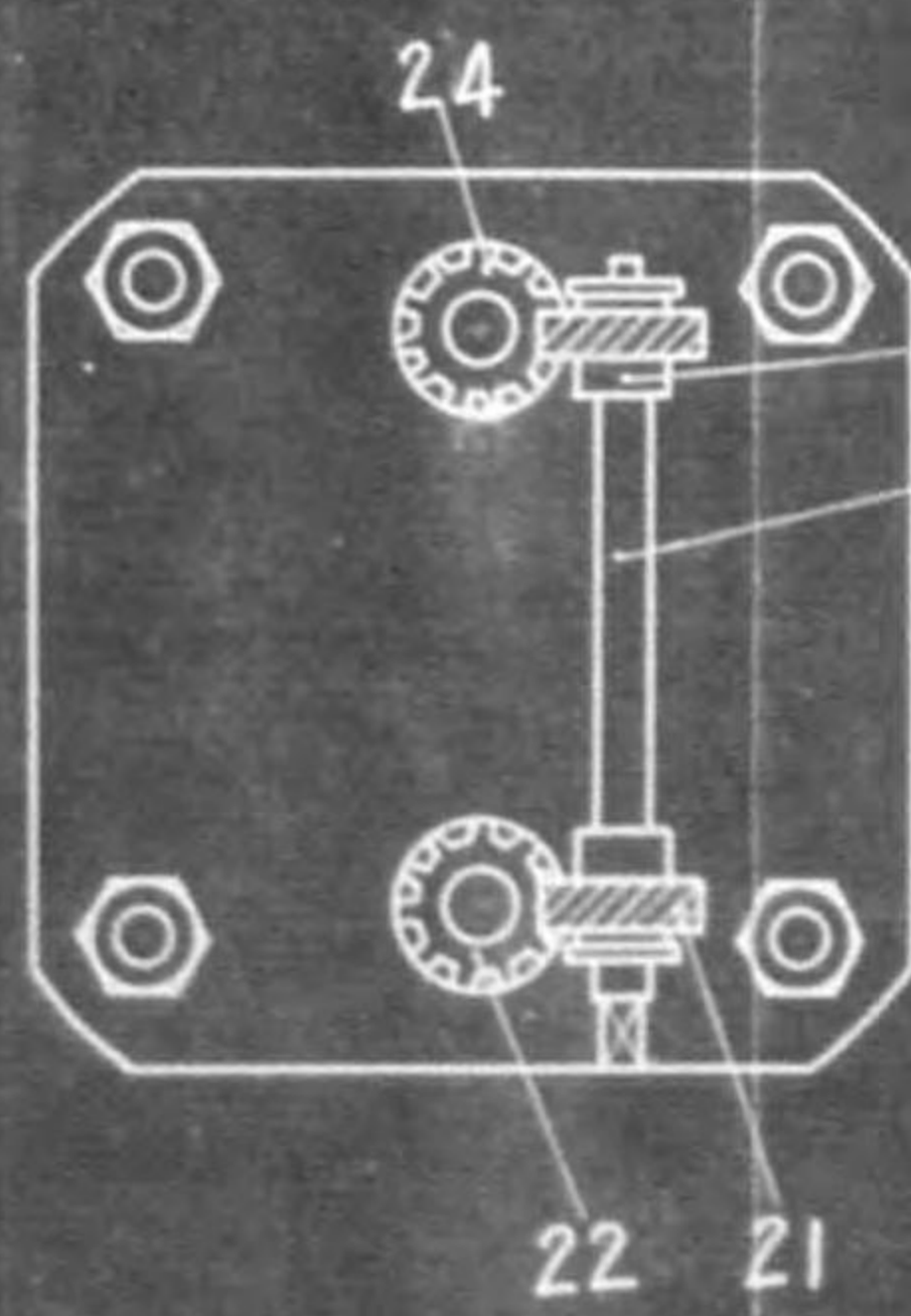
別紙圖面ニ示ス如ク船舶若ハ航空機ノ羅針盤自差修正
ニ於テ羅針盤ノ下部ニ略々同一磁氣能率ヲ有スル四箇
ノ磁桿ヲ二箇宛互ニ異極ナル如ク配置シ且互ニ直角ナ
ル如クシ外部ヨリ手輪ヲ以テ各別ニ操作シ羅針盤ト磁
桿トノ關係位置ヲ變化セシメ羅針盤ニ偏位ヲ行ハシムル
處ノ羅針盤ニ於ケル半圓自差修正裝置ノ構造

陸軍大臣 林 銑十郎

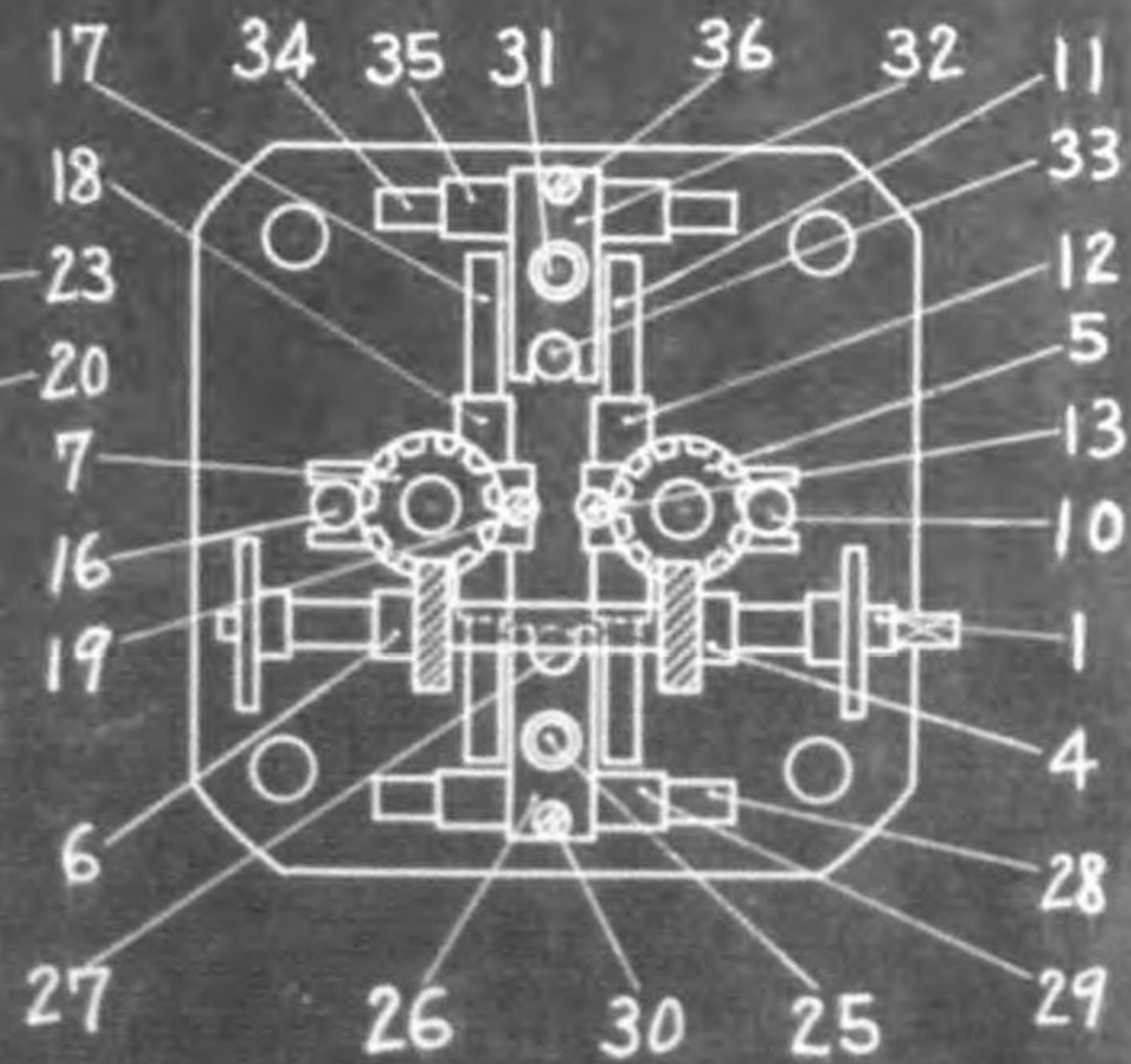
圖一第



圖三第



圖二第



特許局
内装・太・

願書番號	昭和九年特許願 第八八五三號	同 第八八五四號
發明ノ名稱	電氣發射方式	電氣ヲ用ヒテ直線上ニ高速 度ノ牽引衝動ヲ生セシムル 方式
出願人	株式會社芝浦製作所 代理人 平野三千三	同

陸軍省 令 第三八號

九庶第六七〇號

昭和十年一月八日



許局

特許局長官 中松真卿

陸軍大臣 林銑十郎 殿

左記發明ハ軍事上秘密ヲ要スルモノト被認候處御意見承知致度特許出願書類ノ副本相添ヘ特許法施行令第二條ノ規定ニ依リ此段及移牒候也

追テ右發明カ秘密ヲ要スルモノトノ御意見ナルニ於テハ本件ノ審査官トシテ兼任當局技師干川芳太郎ヲ指定可致候條御了知相成度申添候

記



令第 三

八

號

其

二

九庶第六七〇號ノ二

昭和十年三月二日

陸軍大臣 林 銑十郎 殿

特許局長官 中 松 眞 卿

一月八日附九庶第六七〇號ヲ以テ移牒致置候昭和九年特許願第八八五三號及同第八八五四號ハ二月二十七日附出願ノ取下有之候條右御了知相成度此段及通知候也

追テ曩ニ移牒ノ特許出願書類ノ副本返戻相成度申添候



昭和十年三月四日



許 局

生セシムル方式

陸

軍

(別表)

靖國神社臨時祭委員

(陸軍)

保存期限

永久

決裁指定

局長委任

決行指定

牛島

政務次官
回付
決裁前後連帶
課名

決行(決裁)後
回覽課名

受領番號

壹第三八號其二

起元廳(課)名

特許局長官

件名

民間出願特許書類返戻ニ関スル件

大臣

委

政務次官
局長

委

高級副官

牛島

主務副官
官房御用掛

主務課員

審案
筆記者

主務局長

比

主務課長

主務課員

第一第七號

主務局

受領
昭和十年三月四日

連帶

局長

課長

大臣官房

受領
昭和十年三月十一日

決行(決裁)後
回覽

局長

課長

了結

昭和十年三月十一日

決行(決裁)後
回覽

局長

課長

左

頁

陸普 大臣ヨリ特許局長官へ通牒

一月八日附九庶第六七〇號ヲ以テ移牒ニ係ル
左記出願書類(副本)三月二日附九庶第六七〇
號ノニ依リ此段及返戻候也

左記

願書番號

發明ノ名称

出願人

昭和九年特許願
第八八五三號
同
第八八五四號

電氣發射方式
電氣ヲ用ヒテ直線上ニ高速度
ノ牽引衝動ヲ生セシムル方式

株式會社芝浦製作所
代理人平野三千三
同

陸普第一二四八號昭和十年三月十二日

(圖章)

(原表)

保存期限

永久

決裁指定

決行指定

七

政務次官回付
決裁前連帶
課名

永久會
特許

決行(決裁)後
回覽課名

受領
番號

壹第三八號

西元(課)名

特許局長官

件名
民間特許秘密要否ノ件

審案
筆者

大臣

次官

高級
副官

主務副官
主務課員

主務
局長

主務
課長

主務課員

番號

七

連帶

課長

受領

昭和十年一月十日

局長

課長

提出

昭和
昭和十年一月十日

局長

課長

受領

昭和
昭和十年一月十日

局長

課長

了結

昭和
昭和十年一月十日

局長

課長

七

主務局長
昭和十年一月十日
昭和十年一月十日
昭和十年一月十日

連帶局長
局長
局長
局長

課長
課長
課長
課長

政務次官
政務次官
高級副官
主務副官
主務課員
書記官
審案
筆者

大臣
次官
高級副官
主務副官
主務課員
書記官
審案
筆者

主務局長
主務局長
主務局長
主務局長
主務局長
主務局長
主務局長
主務局長

了結
了結
了結
了結
了結
了結
了結
了結

陸普 副官ヨリ陸軍技術本部長へ通牒

左記民間出願特許ニ関シ別紙寫、通特許局
長官ヨリ移牒アリタルニ付之ニ對スル秘密、要否調
査相成度依命通牒ス

追テ左記名称ニ對スル明細書及圖面送付セシニ
付用濟後返戻相成度申添フ

左記

陸普第一一八號 昭和十年一月十五日

昭和九年特許願第八八五三號

電氣發射方式

昭和九年特許願第八八五四號

電氣ヲ用ヒテ直線上ニ高速度、牽引衝動ヲ

陸軍省第三八號

陸技本甲第二四號

民間特許秘密要否ノ件回答

昭和十年一月二十五日

陸軍省副官 牛島 滿 殿

一月十五日附陸普第一一八號通牒ニ係ル首題ノ件左記ノ通回答ス

追テ明細書及圖面ハ添付返戻ス

左記

- 一、昭和九年特許願第八八五三號第八八五四號ハ秘密特許ヲ要スルモノト認ム
- 二、本特許審査官千川芳太郎氏ハ海軍技師ナルヲ以テ陸軍審査官ニ指定スルヲ要ス此點可然配慮セラレ度

同 高田七郎



昭和十年一月廿八日

陸

弘岡好忠



保存期限

決裁指定

執行指定



八

政務次官
參與官
回付
決裁前後連帶
課名

受領
番號

件名

參第三六九號

出願公告決定謄本送付ノ件

起元應(課)名

陸軍技術本部

決行(決裁)後
回覽課名

永久甲
評決

大臣

委員

政務次官

次官

主務局長

參與官

高級副官

主務課長

書記官

主務副官

官房御用掛

主務課員

審案
筆者

大臣官房	主務局長	主務課長	主務副官	官房御用掛	主務課員
了結	受領	提出	受領	提出	了結
昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和
年	年	年	年	年	年
三月十四日	九月十四日	九月十四日	九月八日	九月八日	九月八日

參 第三六九號

昭和九年九月八日

決行後
回覽
(裁決)覽

局長
課長

局長
課長

局長
課長

局長
課長

陸軍

陸普

副官ヨリ陸軍技術本部長へ通牒

昭和七年五月十六日附陸技本甲第ニ七〇號ニ依ル
左記出願特許ニ関シ別紙ノ通出願公告ノ決定
謄本送付ス

左記

曲軸式ノ車軸ニ於テ左右兩輻臂ノ關係位置ヲ
隨意ニ変更シ得ル如キ装置ヲ有スル砲架

陸普第五四七七號

昭和九年九月十四日



出願公告
陸軍技術本部長
陸軍省





七年 昭和九年九月六日
参第 三六九

發送

出願公告ノ決定騰本

昭和七年特許願第五五七六號

發明ノ名稱曲軸式ノ車軸ニ於テ右兩軸臂ノ關係位置ヲ
隨意ニ變更シ得ル如キ装置ヲ有スル砲架

出願人

陸軍大臣

代理人

本願ハ出願公告ヲ爲スヘキモノト決定ス

昭和九年九月四日

特許局審査官 矢嶋顯輔

右謄本ハ原本ト相違ナキコトヲ認證ス

昭和昭和九年九月六日

特許局屬

高橋米太郎

Handwritten notes on the right margin, including numbers like 11, 12, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50.

冊

銃砲



閱

久三第三六九號其一

六月六日

願書番號通知

昭和七年特許願第

5576 號

昭和七年 七月 日差出ニ係ル特許願書

シタル番號右ノ通ニ付之夕通知ス
追テ以後本件ニ關シ書類、雛形、見本等ヲ差出ストキハ
必ス之ニ前記願書番號(昭和 年特許願第 號)及發明
ノ名稱ヲ記載シ印形ハ願書ニ押捺シタルモノヲ使用
スヘシ

昭和七年

月 日

特許局

昭和七年六月 日

特許局
照会
ヲ要ス



銃砲

新編海防軍 第三六九

陸技本甲第二七〇號

特許出願ノ件上申

昭和七年五月十六日

陸軍技術本部長 緒方勝一

陸軍大臣 荒木貞夫 殿

左記發明ニ付特許出願相成度別紙「明細書及讓渡證」各參通送付ス

左記

一、發明ノ名稱

曲軸式ノ車軸ニ於テ左右兩軸臂ノ關係位置ヲ隨意ニ變更シ得ル如キ裝置ヲ有スル砲架

二、發明者

東京府豊多摩郡大久保町大字西大久保一二二番地

雇員 橋川友作

陸軍

7月 陸軍省 銃砲課

7月 陸軍省 銃砲課

陸軍省 銃砲課

本文申越、逕特許願及明細書並因面ニ大臣捺印ノ上讓渡證ト共ニ特許局へ送達セリ度
昭和七年五月
銃砲課
大臣官房 中

三四五二 昭和七年六月一日

特許願

一發明ノ名稱 曲軸式ノ車軸ニ於テ左右兩軸臂ノ關係位置ヲ隨意ニ變更シ得ル如キ裝置ヲ有スル砲架

一發明者 東京府豊多摩郡大久保町大字西大久保百二十二番地 雇員 楠川友作

別紙明細書ニ記載スル發明ニ付特許相受度候也

昭和七年 月 日

東京市麹町區永田町一丁目一番地

陸軍大臣 荒木貞夫

特許局長官 中松真卿 殿

添付書類

一明細書 貳通

特許請求ノ範圍ハ曲軸式ノ車軸ニ於テ
兩軸臂ノ内側壁ニ鉸着セル永轉齒輪及之
ニ連セル永轉螺、離合子、奈條、手動轉把
兩輪等ノ連繫的動作ニヨリテ双方同時ニ
適宜別個ニ轉回換スル如ク裝置シタル
機及本機構ヲ應用シタル裝輪式ノ砲
架

讓

渡

證

拙者ノ發明ニ係ル曲軸式ノ車軸ニ於テ左右兩軸臂ノ關係位置ヲ隨意ニ變更シ得ル如キ裝置ヲ有スル他架ニ付特許ヲ受クルノ權利ヲ國ニ讓渡候也

昭和七年五月十日

東京府豊多摩郡大久保町大字西大久保一三二

雇

員

橋

川

友

作



陸軍大臣 荒木貞夫 殿

11218
11218
4114
11218
2
11218
11218
11218
11218
11218
11218
11218
11218
11218
11218
11218
11218
11218
11218
11218

特許
第三六九

昭和九年六月廿三日

特許

正
陸
本

昭和九年特許願第五五七六號

發明ノ名稱

曲軸式ノ車軸ニ於テ左右兩軸ノ關係

位置ヲ隨意ニ變更シ得ル装置ヲ有ス

出願人 陸軍大臣

代理人

砲架

陸軍省
9.12.23
第205號
銃砲課

出願公告昭和九年九月十九日

右出願ニ付査定スルコト左ノ如シ

本願ニ付テハ拒絕ノ理由ヲ發見セサルヲ以テ本願ノ發明ハ之ヲ特許スヘキモノトハ

昭和九年六月廿四日

特許局審査官

大野 晋

印

右謄本ハ原本ト相違ナキコトヲ認證ス

昭和九年

六月廿六日

特許局屬

高橋米太郎

(シヘス意注ニ項事載記ノ面裏)

注意

一 特許料ハ別紙納付書用紙ニ納付スヘキ特許料ノ金額ニ相當スル収入印紙ヲ貼附シテ特許局ニ之ヲ差出スヘシ
(収入印紙ニハ消印ヲ爲スヘカラス)

二 特許料左ノ如シ

- (イ) 第一年乃至第三年 毎年 十圓
- (ロ) 第四年及第五年 毎年 十五圓
- (ハ) 第六年乃至第九年 毎年 二十五圓
- (ニ) 第十年乃至第十二年 毎年 三十五圓
- (ホ) 第十三年乃至第十五年 毎年 五十圓

三 第一年乃至第三年ノ特許料(三十圓)ハ紙記載ノ期間内ニ一時之ヲ納付スルコトヲ要ス

前記特許料ヲ前項ノ納付期間内ニ納付スルコト能ハサルトキハ其ノ期間内ニ事由ヲ具シテ期間ノ延長ノ請求ヲ爲スコトヲ得(請求書ニハ一回ニ相當ナル収入印紙ヲ貼附スルコトヲ要ス)此ノ場合ニ於テハ三十日以内ヲ限リ延長ヲ許可スルコトアルヘシ

四 第四年以後ノ特許料ハ各其ノ前年ニ之ヲ納付スルコトヲ要ス但シ數年分ヲ前納スルコトヲ妨ケス
第四年以後ノ特許料ノ納付期間ハ出願公告ノ日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス
利害關係人ハ特許料ヲ納付スヘキ者ニ代リ納付スルコトヲ得

154211
 K-1YA
 K-1YA
 K-1YA
 K-1YA
 K-1YA
 K-1YA
 FAK
 1180A
 K-1YA
 K-1YA
 K-1YA
 1115Y
 K-1YA
 K-1YA
 K-1YA
 K-1YA
 1180A
 K-1YA
 K-1YA

保存期限
 決裁指定
 局長委任
 決行指定
 宇島

大臣	受領番		件名		政務次官 同付 決裁前後連帶 課名
	領受	提出	名	額	
局長	局長		局長	局長	陸軍技術本部
	主務局長	副局長			
主務局長		副局長		書記官	
主務課長		副課長		審案	
主務課員		主務副官		審案	

昭和十年三月十五日
 陸軍技術本部
 受領番 第三二〇五
 件名 特許證送付一件
 起元廳(課)名

1111

陸軍省 副官長 陸軍技術本部長 通榮

昭和七年五月十日 陸軍技術本部第二七〇號 依
ル左記生願特許ノ旨ニ別紙ノ通特許ヲ
送付ス

陸軍省第一二六二號 昭和十年三月十二日

左記

曲軸式ノ車軸、於テ左右兩軸臂ノ間係
位置ヲ隨意ニ變更シ得ル如キ装置ヲ有スル能架

左記 陸軍省第一二六二號

陸軍省第一二六二號

陸軍省 副官長 陸軍技術本部長

陸軍省 第一二六二號

Handwritten notes in the left margin, including numbers and small characters.

特許第一〇九〇七八號

特許證

陸軍大臣

發明者 東京府 橋川友作

發明ノ名稱 曲軸式、車軸ニ於テ左右軸臂、關係位置ヲ隨意ニ變更シ得ル如キ装置ヲ有スル砲架

出願公告 昭和九年九月十九日

前記發明ハ特許スヘキモノト確定シタリ仍テ特許原簿ニ登録シ本證ヲ下付ス

昭和十年一月八日

特許局長官 中松真卿

